

# 処遇改善等加算に係る研修受講要件取扱要領

令和5年10月25日

この取扱要領は、令和5年度の審査から適用します。

## 保育所及び地域型保育事業所

### 1 処遇改善等加算の研修受講要件に該当する研修

平成29年4月1日以降に受講した研修を対象とする

- (1) 保育士等キャリアアップ研修（県から指定を受けた機関は県ホームページで公表）
- (2) 免許状更新講習

### 2 保育士等キャリアアップ研修

- (1) 職位・役職ごとに修了すべき研修分野

研修分野		副主任保育士	専門リーダー	職務分野別リーダー
専門分野別研修	乳児保育	専門分野別研修のうち3以上の研修分野を修了	専門分野別研修のうち4以上の研修分野を修了	職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する研修分野を修了
	幼児教育			
	障害児保育			
	食育・アレルギー対応			
	保健衛生・安全対策			
保護者支援・子育て支援				
マネジメント		必須 <sup>1</sup>	2	2
保育実践		2	2	2

1 マネジメントを処遇改善等加算の研修受講要件としてカウントできるのは副主任保育士のみ(必須)。

2 令和元年度までに実施された保育士等キャリアアップ研修のマネジメント研修及び保育実践研修については、専門別分野研修の一つとして取り扱うことが可能。この取扱により加算を受けた場合であっても、保育現場での多様な課題への対応やリーダー的な役割が求められていることを踏まえ、他の専門分野の研修を一つ以上受講することが望ましい。

- (2) 研修受講要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算の申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修受講履歴一覧
- ・加算対象職員にかかる保育士等キャリアアップ研修修了証の写し  
(都道府県または都道府県が指定した研修実施機関が発行したもの)

### 3 免許状更新講習について

#### (1) 免許状更新講習の扱い

施設・事業所からの処遇改善等加算 の申請時に、以下の または に該当することが確認できる者については、本県におけるキャリアアップ研修「幼児教育」分野を修了したものとみなす。

15 時間以上の免許状更新講習を履修していること。

「更新講習修了確認証明書」を所有していること。

#### (2) 研修受講要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善等加算 の申請時に以下のものを添付する。

- ・施設・事業所で作成する研修受講履歴一覧
- ・加算対象職員にかかる下記 または の書類を添付する。

の場合

大学等が発行する更新講習修了証明書（履修証明書）の写しを添付する。

の場合

上記3（1） の更新講習終了確認証明書の写しを添付する。

## 幼稚園・認定こども園

### 1 処遇改善等加算 の研修受講要件に該当する研修

平成 29 年 4 月 1 日以降に受講した研修を対象とする

都道府県または市町村（教育委員会を含む）が実施する研修

県が適当と認める認定こども園団体・幼稚園関係団体が実施する研修

大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許法認定講習開設者）が実施する研修

免許状更新講習開設者が実施する免許状更新講習

保育士等キャリアアップ研修（県から指定を受けた機関は県ホームページで公表）

その他県が適当と認める者が実施する研修

### 2 対象者及び修了すべき研修時間

研修分野	中核リーダー・ 副主幹保育教諭	専門リーダー	若手リーダー
教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修	60 時間以上	60 時間以上	15 時間以上
マネジメント分野の研修 <sup>1</sup>	15 時間以上 必須	2	3

1 マネジメント分野の研修とは、カリキュラム・マネジメント、組織マネジメント、他機関との連携、リーダーシップ、人材育成・研修、働きやすい環境作りなど、園の円滑な運営・教育・保育の質を高めるために必要なマネジメント及びリーダーシップの能力を身につけるために必要な研修を言う。

2 1 保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修については、令和 3 年度末までに受講していたものに限り対象。

3 1 保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修については、令和元年度末までに受講していたものに限り対象。この取扱により加算を受けた場合であっても、保育現場での多様な課題への対応やリーダー的な役割が求められていることを踏まえ、他の専門分野の研修を一つ以上受講することが望ましい。

### 3 「1 都道府県または市町村（教育委員会を含む）が実施する研修、大学等（大学、大学共同利用機関、指定教員養成機関、その他免許法認定講習開設者）が実施する研修

処遇改善加算 の申請にかかる審査において、幼稚園は幼稚園教育要領、認定こども園は幼稚園教育要領及び保育所保育指針（幼保連携型認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領）を踏まえた、教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであると認められる場合（県が審査時に個別に判断）に対象とする。

#### 4 「1 県が適当と認める認定こども園団体・幼稚園関係団体、その他県が適当と認める者が適当と認める者」の申請手続き

別添様式「処遇改善等加算に係る研修の実施主体認定申請書」により県に申請し、認定を受ける。

#### 5 免許状更新講習・免許法認定講習の扱い

下記の証明書の種類に応じて、研修時間欄に記載の時間数を修了した研修時間とする。

##### (1) 免許状更新講習

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「更新講習修了証明書(履修証明書)」	書面記載の時間数
教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」	30時間

##### (2) 免許法認定講習(いわゆる上進講習)

証明書の種類	研修時間
大学等が発行する「学力に関する証明書」	取得単位数×講習時間

#### 6 保育士等キャリアアップ研修の扱い

証明書の種類	研修時間
保育士等キャリアアップ研修修了証の写し(都道府県又は都道府県が指定した研修実施機関が発行したもの)	15時間/分野

令和2年度以降に受講した「保育実践」分野を除く。

#### 7 研修受講要件の確認方法

施設・事業所からの処遇改善加算の申請時に以下のものを添付する。

##### 【施設で作成するもの】

- ・研修受講一覧

##### 【加算対象職員にかかる下記書類の写し(「研修受講一覧」記載の時間数が確認できるもの)】

いずれか1つで可。

- ・管理簿

例:「研修ハンドブック」((公財)全日本私立幼稚園幼児教育研究機構/監修)

「保育士等キャリアアップ研修ハンドブック」(全国保育士編)

「研修受講履歴一覧」(県作成の参考様式)

- ・大学等が発行する「更新講習修了証明書(履修証明書)」
- ・教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」
- ・大学等が発行する「学力に関する証明書」
- ・保育士等キャリアアップ研修の研修修了証
- ・上記の他、受講時間・受講内容がわかるもの及び受講したことがわかるもの(受講後アンケートやレポート、決定通知(決定のお知らせメールなど)) 両方必要